

今回のテーマ： 会社清算税制の改正

2010年度税制改正により、10月1日以後に解散する場合、会社清算に係る所得の課税方式が大幅に変更されます。主な変更点は、つぎのとおりです。

1. 解散法人の課税関係

	2010年9月30日以前に解散(旧法)	2010年10月1日以後に解散(新法)
課税方式	清算所得課税：B/S課税 (<u>残余財産 - 解散時の資本金等・利益積立金</u> 含み益(A) × 法人税率 27.1%・通常地方税率	通常の所得課税：P/L課税 (<u>益金 - 損金 - 青色欠損金控除</u>) 各事業年度の所得(B) × 通常法人税率・通常地方税率
課税対象所得	残余財産確定時に、純資産の含み益(A)に課税 ・親会社などからの債務免除益があっても、 (A)がなければ課税ナシ	各事業年度ごとに、所得(B)に課税 ・債務免除益や資産の処分益等 > 青色欠損金となる 事業年度については、原則、課税アリ ・ただし、残余財産がないと見込まれるとき(1) は、期限切れ欠損金(2)を損金算入可(3)

- 1 各清算事業年度終了時に実質的に(時価ベース)で債務超過にあることをいいます。
- 2 期限切れ欠損金 = これまで繰り越された欠損金(期首「利益積立金」の値) - 青色欠損金
- 3 清算中の各事業年度のうち、期末において実質的に債務超過となっていない事業年度については、「期限切れ欠損金」の使用はできず、青色欠損金のみを使用することになります。

2. 解散法人の100%親会社(完全支配関係)の課税関係

	2010年9月30日以前に解散(旧法)	2010年10月1日以後に解散(新法)
子会社株式消滅損	損金算入可	「資本金等の額」のマイナスとして取り扱われ、 損金算入不可 完全支配関係にない子会社(100%未満)の場合 は、損金算入可
子会社の青色欠損金の引継ぎ	不可	原則として可(5年間の支配継続要件あり)

3. 旧法・新法いずれが有利か

	旧法有利となるケース	新法有利となるケース
解散法人	親会社などからの債務免除益を、欠損金(青色 + 期限切れ)で相殺しきれない場合	債務免除益を欠損金(青色 + 期限切れ)で相殺し、欠損金の残額を資産の処分益(含み益)とも通算できる場合
100%親会社	子会社株式消滅損 > 子会社より引継可能な青色欠損金の場合	子会社株式消滅損 < 子会社より引継可能な青色欠損金の場合

解散決議日を2010年9月30日以前または10月1日以後いずれとするかで、旧法・新法を選択できます。課税関係は会社の状況により異なるため、どちらを選択すべきかは、慎重に検討する必要があります。

お見逃しなく!

清算所得課税(旧法)の概要については、「今月の経理情報」2009年8月号をご参照ください。

http://www.nichizei.com/nbs/modules/cjaycontent/mailma_bn/090811.pdf